

# 次期プラン(佐世保市こども計画(仮称))の策定について



子ども未来部



佐世保市  
子育て応援

# 計画策定の背景(1) こども家庭庁の創設について

R4.12/23発出資料抜粋

## こども家庭庁の創設について(イメージ)

- こども家庭庁の創設により、
- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
  - 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
  - 就学前の育ちの格差是正
  - こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）

### 概要

- 【こども家庭庁】(令和5年4月1日創設)
- 内閣府の外局として設置
  - 複数部署に分かれていた機能が概ねひとつの部署へ集約化
  - 内閣府・厚生労働省・文科省の組織間でこぼれ落ちていた子どもに関する施策を普くカバー
  - 5年をめどに組織や体制のあり方を検討し、必要に応じて見直す規定があり、臨機応変に組織を変えることが可能

### 留意点

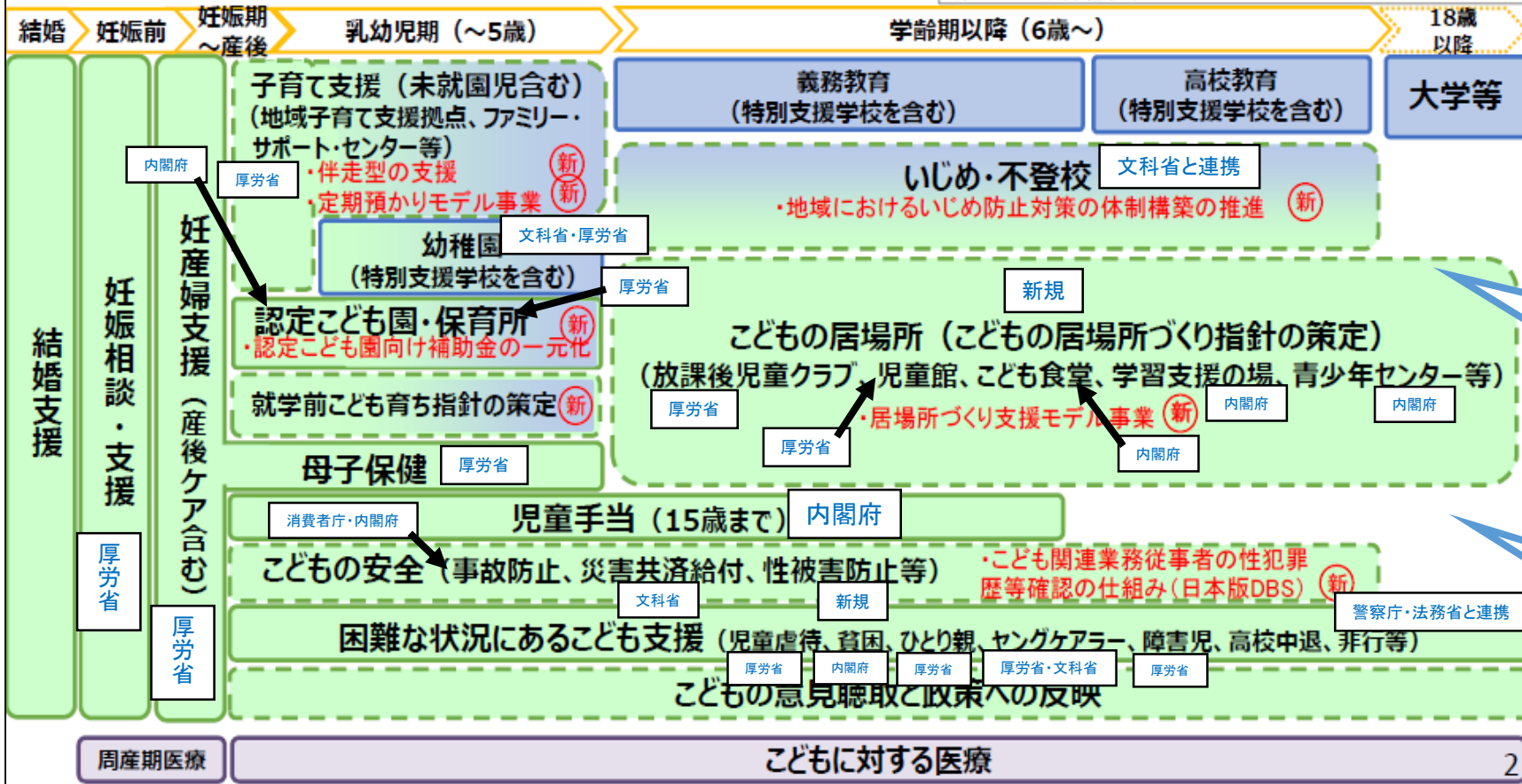
一方で、文部科学省所管の「幼稚園」と厚生労働省所管の「保育所」の「幼保一元化」が見送られている。

### キーワード

切れ目ない包括的支援 & 就学前の育ちの格差是正

## ○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの  
赤字は主な新規事業 〇は文部科学省管轄



# 計画策定の背景(2) こども基本法の制定について(令和4年6月22日号外法律第七十七号) (一部抜粋)

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的な権利が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(こども施策に関する大綱)

第九条 **政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。**

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

「こども大綱」は秋頃発出⇒年内発出見込(予定変更)  
⇒ 市町村こども計画にて定めるべき内容が未確定

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 **市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。**

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 **国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。**

# 計画策定の背景(3) こども未来戦略方針について

## こども未来戦略方針MAP



### 概要

⇒子ども未来部所管業務

※従来の妊娠・出産から子育て期における各種支援  
⇒さらなる拡充

+

- 「自営業・フリーランスの育児期間の保険料免除」
- 「男性育休取得推進」
- 「住宅支援」
- 「看護休暇」
- 「授業料減免」「授業料後払い」

# こども家庭センターのイメージ(令和6年4月運用開始予定)

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う**相談機関**。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完し、その「目となり、耳となる」**ことを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。

## <地域子育て相談機関の位置づけ>

**妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関**

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。
- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。

**地域子育て相談機関**

### <R4調査研究を実施>

- ・ 子育て世帯と継続的につながるための工夫
- ・ こども家庭センター等との連携方法 等

密接な連携

妊産婦

子育て世帯  
(保護者)

子ども

**こども家庭センター (市区町村)**  
「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の見直し

**業務**

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- 把握・情報提供、必要な調査・指導等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
- 保健指導、健康診査等

※地域の実情に応じ、業務の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可

協働

児童相談所

## 様々な資源による 支援メニューにつなぐ

民間資源・地域資源  
と一体となった  
支援体制の構築

子ども食堂

訪問家事支援

保育所  
<保育・一時預かり>

ショートステイ  
<レスパイト>

教育委員会・学校  
<不登校・いじめ相談>  
<幼稚園の子育て支援等>

放課後児童クラブ  
児童館

子育てひろば

家や学校以外の  
子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート  
産後ケア

障害児支援

等

# させぼっ子未来プラン策定事業 事業概要

本市の子ども・子育てに関するマスタープランである「第2期新させぼっ子未来プラン」は、令和7年3月末が計画の終期となっている。

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」第10条第2項において、国のこども大綱を勘案した市町村こども計画を定めると新たに規定されたことから、既存の次世代育成支援行動計画等と一体のものとして令和7年4月を始期とする次期プラン（佐世保市こども計画）の策定に着手するもの。

- ◎ 策定期間：令和5年度～6年度
- ◎ 計画期間：令和7年度～11年度

## ◆ させぼっ子未来プラン策定事業 事業スケジュール（当初案）

	令和5年度											令和6年度																															
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																					
主な流れ&子ども子育て会議 ＜全体会＞＜分科会＞	議会		全体会① (諮問)	委員改選	全体会②	全体会③		分科会①		全体会④	全体会⑤	分科会②		分科会③	分科会④	全体会⑥	答申	パブコメ	議案外 報告		市長決裁	全体会⑦ プラン完成																					
<b>【主な委託業務内容】</b>	6 月 補 正	業者選定		業者委託期間																																							
子ども・子育てに関するアンケート調査 準備、実施、回答集約・分析、報告		アンケート調査(実施・回答集約・分析・結果報告)																																									
関係者ヒアリング・インタビュー (市長・子育て支援の関係団体等)		スケジュールの再検討・設定し直しが必要！																																									
プラン策定関係																							成案作成										製本										
パブリックコメント																							パブリックコメント																				

計画策定支援事業者の選定が不調(公募型プロポーザル(令和5年7月20日付公告)⇒8月3日提案事業者なし)  
 ※国の動向(「こども大綱」発出(令和5年秋頃 閣議決定予定)等)を踏まえて事業スケジュールの再検討が必要